東京大学病院教職員法定外災害補償規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１８年　３月３０日
改正　平成２９年　３月２２日
改正　令和　２年　３月２６日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的）

第１条　この規程は、教職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９条。以下「労基法」という。）第７５条から第７７条まで、第７９条及び第８０条に規定する災害補償の事由（以下「業務上の事由」という。）により負傷、疾病、障害又は死亡（以下「身体の障害等」という。）を被ったとき、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

（業務上災害補償）

第２条　大学法人は、教職員が業務上の事由により身体の障害等を被ったとき、当該教職員又はその遺族に対し法定外補償を行う。

２　前項に定める身体の障害等であっても、その原因が次の各号の一に該当するときは、特別な事情がある場合を除き、本規程は適用しない。

⑴　教職員の故意又は教職員の重大な過失のみによるとき。

⑵　教職員が法令に定められた運転資格を持たないで運転、又は泥酔運転若しくは無免許運転の間に発生した事故によるとき。

⑶　教職員の故意の犯罪行為によるとき。

⑷　地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるとき。

⑸　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき。

⑹　核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき。

⑺　風土病又は職業性疾病によるとき。

（通勤災害補償）

第３条　労災法上業務外の事由とされた通勤災害による身体の障害等については、労災法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体の障害等に準ずるものとし、本規程を適用する。

（補償の内容）

第４条　この規程により行う法定外補償の種類は次のとおりとする。

⑴　障害特別援護補償

⑵　遺族特別援護補償

２　前項に定める補償の種類ごとの補償額は別表に定めるとおりとする。

（補償適用対象者）

第５条　この規程の適用対象となる者の範囲は次のとおりとする。

(1)　常勤の教職員

(2)　特定有期雇用教職員

(3)　再雇用教職員

(4)　職域限定職員及び職域時間限定職員

(5)　短時間勤務有期雇用教職員

(6)　特定短時間勤務有期雇用教職員

(7)　特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医

（遺族の範囲及び順序）

第６条　遺族の範囲及び順序は、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第４２条から第４５条の規定による。

（第三者の行為による事故）

第７条　大学法人は，法定外補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で法定外補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項の場合において、法定外補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、大学法人は、その価額の限度で法定外補償をしないことができる。

３　大学法人は、特別の事情があり前２項の規定を適用することが適当でないと認められる場合においては、この限りではない。

（民法による損害賠償との調整）

第８条　大学法人は、本規程による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

（解釈上の疑義の取扱い）

第９条　業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定及びその運用解釈による。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表

補償の種類と補償額

１．障害特別援護補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは，その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災法にしたがう。障害が２以上ある場合，又は障害の程度を加重した場合は，労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

補　償　額

	補　償　額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
後遺障害１級	１，５４０	９７５
後遺障害２級	１，５００	９４０
後遺障害３級	１，４６０	９０５
後遺障害４級	８７５	５５０
後遺障害５級	７４５	４７０
後遺障害６級	６１５	３９０
後遺障害７級	４８５	３１０
後遺障害８級	３２０	１９５
後遺障害９級	２５０	１５５
後遺障害１０級	１９５	１２０
後遺障害１１級	１４５	９０
後遺障害１２級	１０５	６５
後遺障害１３級	７５	４５
後遺障害１４級	４５	３０

２．遺族特別援護補償

業務上死亡した場合は，遺族に対し次の額を支給する。ただし，障害特別援護補償支給後再発のため死亡した場合は，遺族特別援護補償額から給付を行なった障害特別援護補償額を控除した差額を支給する。

補　償　額

	補　償　額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
死亡	１，８６０	１，２００